○○高等学校学則(抜粋)

第1章 服装規定

生徒は指定された制服を正しく着用しなければならない。制服の改造は一切認めない。スカート丈は膝下とし、ズボンの裾を絞ることを禁止する。防寒着として着用できるのは、紺色または黒色のカーディガンのみとする。制服への装飾品の付加は禁止する。

第2章 頭髮規定

頭髪は清潔で端正な印象を保つこと。染色・脱色およびパーマは禁止する。男子の髪型は耳にかからない長さまでとする。女子の 髪が肩より長い場合は、必ず束ねること。

第3章 携帯電話規定

携帯電話の校内使用は原則として禁止する。登校時に職員室で預かり、下校時に返却する。緊急時は職員室での使用を認める。通学途中での使用は必要最小限に留めること。

第4章 登下校規定

生徒は指定された通学路を利用し、寄り道をせずに登下校しなければならない。始業10分前までには登校を完了すること。下校時間は17時までとする。自転車通学は許可制とする。公共交通機関利用時は優先席の使用を禁止する。

第5章 授業態度規定

授業中は真摯な態度で臨み、他の生徒の学習を妨げてはならない。授業開始時には着席していること。私語および居眠りを禁止する。教科書・ノートは必ず準備すること。

第6章 昼食規定

昼食は指定された場所および時間で取ること。飲食は教室または食堂に限る。食事中の移動を禁止する。ゴミは必ず持ち帰ること。 アレルギー対応食が必要な場合は事前に申請すること。

第7章 校外活動規定

校外活動時は学校の代表としての自覚を持って行動すること。制服着用時は常に校則を遵守すること。集合時間を厳守し、団体行動における規律を保つこと。公共の場でのマナーを遵守すること。

第8章 アルバイト規定

アルバイトは原則として禁止する。特別な事情がある場合は、保護者の承認を得た上で学校に相談すること。深夜勤務は禁止する。学業との両立を条件とする。風俗関係での就労は厳禁とする。

違反への対応

各規定への違反については、その程度に応じて注意・指導・特別指導・停学等の処分を行う。特に重大な違反については、保護者への連絡および面談を行う。